

令和7年度 稲城市の学校給食費について

稲城市の小中学校では、共同調理場方式による完全給食を実施しています。

1 学校給食費の月額

令和7年4月に給食費を改定しました。

小学校給食費（月額）			中学校給食費（月額）
1・2年生 4,660円	3・4年生 5,080円	5・6年生 5,560円	1～3年生 6,040円

2 お支払いについて(令和7年度学校給食費の保護者負担(お支払い)はありません。)

稲城市の「稲城市学校給食費保護者負担分補助金」、東京都の「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金」及び「市町村総合交付金」を充当しますので、令和7年度の学校給食費について、保護者の負担はありません。

ただし、令和6年12月分までの未納額は補助の対象外ですので、令和6年12月分以前の学校給食費に未納がある場合は、早急にお支払いください。学校給食費の滞納には、法的措置を講じております。ご事情により困難な場合には、学務課までご相談ください。

3 就学援助費制度について

「就学援助制度」は、経済的に困りの保護者の方に、小・中学校の学用品、学校給食費等の費用を援助する制度です。「令和7年度（2025年）就学援助制度のお知らせ」が学校から配布されますので、必要な場合は、必ずご申請ください。なお、毎年度申請が必要です。

ご申請の上、認定されますと、学校給食費が就学援助制度により全額援助されます。

4 止むを得ない事由での牛乳の辞退について

食物アレルギーや乳糖不耐症等の止むを得ない事由により牛乳の提供を辞退しているお子さんにつきましては、入学予定の学校にお早めにご相談ください。なお、毎年度お申し出が必要です。（学校生活管理指導表や診断書等、医師の診断を証明する書類の提出が必要です。）

5 稲城市学校給食代替対応補助金制度について

食物アレルギーや宗教上の事情等、止むを得ない事由により、学校給食の代わりに家庭から弁当を持参する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するために弁当費用の一部を補助する制度を実施します。この制度の対象となるお子さんへは別途ご案内いたします。（診断書等、医師の診断を証明する書類の提出が必要になる場合があります。）

6 学校給食の停止について

・連続して6日以上(土日祝日を除く)給食を利用しない等の場合は、事前のお申し出により学校給食を停止しますので、お早めに在籍校にご相談ください。

また、年度ごとにお申し出が必要ですので、翌年度も停止する場合は、お早めに在籍校にご相談ください。

7 その他

学校給食では、お子さんに安全・安心な給食を食べていただくことを最優先に運営しております。そのため、材料の仕入れの段階等の問題により、急遽一部の給食提供ができなくなる場合もあります。その際には、別の日での献立等で調整させていただきます。

◎ お問い合わせ ◎

- ・ 学校給食費について 稲城市教育委員会 教育部 学務課 ☎042-378-2111(内線 652)
- ・ 献立等について 稲城市教育委員会 教育部 学校給食課 ☎042-377-8904